



2012年3月13日

各 位

会社名 日本電信電話株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 三浦 惺
(コード番号9432 東京・大阪・名古屋
第一部及び福岡・札幌の各証券取引所)

株式会社N T T ドコモによるらでいっしゅぼーや株式会社株券等に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

当社子会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、2012年1月30日開催の同社取締役会において、らでいっしゅぼーや株式会社（株式会社大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場、コード番号：3146）の普通株式並びに本新株予約権を対象とする公開買付けを開始することを決議し、2012年1月31日より本公開買付けを実施してまいりましたが、本公開買付けが2012年3月12日をもって終了しましたので、その結果につきまして、別紙のとおりお知らせいたします。

〈本件に関する問合せ先〉

日本電信電話株式会社 I R室

木村、會田

TEL : 03-5205-5581

FAX : 03-5205-5589



平成 24 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 山田 隆持
(コード番号：9437 東証第一部)
問合せ先 総務部 株式担当
(T E L : 03-5156-1111)

らでいっしゅぼーや株式会社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 1 月 30 日開催の取締役会において、らでいっしゅぼーや株式会社（株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q スタンダード市場、コード番号：3146、以下「対象者」といいます。）の普通株式並びに新株予約権（①対象者の平成 17 年 7 月 25 日開催の臨時株主総会の決議及び対象者取締役会に基づき発行された第 2 回新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）、②対象者の平成 17 年 7 月 25 日開催の臨時株主総会の決議及び平成 17 年 11 月 29 日開催の対象者取締役会に基づき発行された第 3 回新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）、③対象者の平成 19 年 2 月 16 日開催の臨時株主総会の決議及び対象者取締役会に基づき発行された第 4 回新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」といいます。）、④対象者の平成 19 年 2 月 16 日開催の臨時株主総会の決議及び対象者取締役会に基づき発行された第 5 回新株予約権（以下「第 5 回新株予約権」といいます。）並びに⑤対象者の平成 19 年 2 月 16 日開催の臨時株主総会の決議及び対象者取締役会に基づき発行された第 6 回新株予約権（以下「第 6 回新株予約権」といいます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始することを決議し、平成 24 年 1 月 31 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 24 年 3 月 12 日をもって終了いたしましたので、その結果について、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名 称 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
所在地 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

(2) 対象者の名称

らでいっしゅぼーや株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権
 - i 第 2 回新株予約権
 - ii 第 3 回新株予約権
 - iii 第 4 回新株予約権
 - iv 第 5 回新株予約権

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,990,517株	3,706,600株	一株

- (注1) 買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である6,990,517株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の平成24年1月13日提出の第24期第3四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(6,939,317株)に、同四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権(合計3,285個)の目的となる対象者普通株式の数(合計328,500株)を加算した株式数(7,267,817株)から、同四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の対象者が保有する自己株式(277,300株)を控除した株式数です。
- (注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,706,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、買付予定数の下限(3,706,600株)は、完全希薄化後の総株式数の51.00%に相当します。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 公開買付け期間末日までに上記新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の普通株式についても本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等の期間

平成24年1月31日(火曜日)から平成24年3月12日(月曜日)まで(30営業日)

(6) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1株につき金990円
- ② 新株予約権
 - i 第2回新株予約権 1個につき金31,300円
 - ii 第3回新株予約権 1個につき金31,300円
 - iii 第4回新株予約権 1個につき金14,000円
 - iv 第5回新株予約権 1個につき金14,000円
 - v 第6回新株予約権 1個につき金14,000円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,706,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数(5,294,668株)が買付予定数の下限(3,706,600株)以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の

改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、平成24年3月13日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	4,973,668 (株)	4,973,668 (株)
新株予約権証券	321,000	321,000
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	5,294,668	5,294,668
(潜在株券等の数の合計)	—	(321,000)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	52,946 個	(買付け等後における株券等所有割合 75.74%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主の議決権の数 (平成23年8月31日現在)	67,606 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年8月31日現在)」は、対象者の平成24年1月13日提出の第24期第3四半期報告書に記載された平成23年8月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の発行している全ての普通株式(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)及び全ての新株予約権を本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(6,939,317株)に、同四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権(合計3,285個)の目的となる対象者普通株式の数(合計328,500株)を加えた株式数(7,267,817株)から、同四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の対象者が保有する自己株式(277,300株)を控除した株式数(6,990,517株)に係る議決権の数(69,905個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

- ② 決済の開始日

平成24年3月19日（月曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付け後の方針につきましては、当社が平成24年1月30日付で公表した「らでいっしゅぼ一や株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更はありません。

今後の見通しにつきましては、本公開買付けによる当連結会計年度（平成24年3月期）の当社業績に与える影響は軽微であります。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号

以 上